

# 「サービス付高齢者向け住宅」(その18)

保健・医療福祉サービス研究会 医療福祉経営指導部建築コンサルタント  
 コスモプラン株式会社 一級建築士事務所 代表取締役

水野直樹  
 Naoki Mizuno



## ■介護基盤緊急整備の延長

そもそも「介護基盤緊急整備」は第4期介護保険(平成21年度～平成23年度)の臨時特例交付金であったはずだが、地方自治体に残っている基金について第5期介護保険(平成24年度～平成26年度)においても活用されている。よって各地で地域密着型事業を中心とした「公募」が現在も行われている。自治体にある基金の額によっても異なり、図1にある額にはならない市町村も当然ある。平成24年11月及び12月に公募受付

図-1 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(2012年度) 厚労省

対象施設	基礎単価
定期巡回・随時対応サービス事業所(新)	500万円/1施設
複合型サービス事業所(新)	2,000万円/1施設
小規模特別養護老人ホーム	350万円(※)×定員数
小規模老人保健施設	4,375万円(※)/1施設
小規模ケアハウス	350万円(※)×定員数
認知症高齢者グループホーム	2,625万円(※)/1施設
小規模多機能居宅介護拠点	2,625万円(※)/1施設
認知症対応型デイサービス	1,000万円/1施設
夜間対応型訪問介護ステーション	500万円/1施設
介護予防拠点	750万円/1施設
地域包括支援センター	100万円/1施設
離島振興法等に基づく生活支援ハウス	3,000万円/1施設

の後、平成25年度後半に事業所開設の工程が今回の基金消化のほぼ最後と筆者は見ている。同様に介護事業所の開設準備資金(いわゆるソフト交付金)についても平成24年度末までに使い切ることにしている自治体もある。繰り返すがこれらの交付金は既に自治体に積まれている基金を使用するので行政

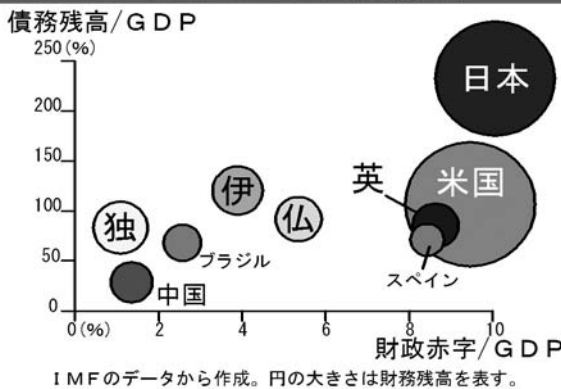
としては確実・早急に使い切りたいたいはずで、すなわち確実性があると言ふことだ。この介護基盤緊急整備臨時特例交付金については平成24年度もしくは平成25年度中のそのほとんどを使い切れると思われる。つまり今後、介護施設に支給される補助金はかなり縮小されることになるだろう。

## ■「危険な財政」と「少子高齢社会」

図1-2は最近の記事だが、日本のGDPに対する国債発行残

高は諸外国に比べ突出しており、既に国債の格付けは下げられており、さらに今後下げられる可能性がある。その時には金利が上昇するとの見方が金融関係者の大方の見方だ。「固定費型事業」の医療法人においては過大な投資をしている法人や、原価償却が進んでいない法人はかなり危険だ。国にはすでに財政の余裕などないし、地方においてはすでに高齢化も終了しつつある地域もある。日本はすでに地方を中心とした人口減少地域から「医療・介護」の必要性が減少すると見るべきだ。さらに深刻なのは若年層の労働力確保で、これについても地方から衰えてくる。医療・介護事業者は他の産業に比べて、むしろ地方に多く展開している分けて、各法人及び業界団体等はこの現実から目をそむけてはいけない。この問題は

図-2 主要国の財務指標



の必要性が減少すると見るべきだ。さらに深刻なのは若年層の労働力確保で、これについても地方から衰えてくる。医療・介護事業者は他の産業に比べて、むしろ地方に多く展開している分けて、各法人及び業界団体等はこの現実から目をそむけてはいけない。この問題は

以後詳しく取り上げることにする。

さて、ここからは前回の投稿の続きになるが、行政を「こじ開けた」形で小規模多機能型居宅介護の開設許可を、この地域で初めて取り付けた法人は、これまでの医療中心から介護事業を伴った新たな事業展開に踏み切ることになった。言い換えればこれまでの「点数」だけの事業から「点数+単位」の事業へシフトした分いだ。

■先駆的木造公共施設等整備促進対策（林野庁）

国は林業育成の目的で県産材利用に対して予算を計上している。これは自治体が予算要求をしなければ実行されない。各自治体は前年度中に国に対して要求をしなくてはならない。この予算要求をしている自治体はかなり少ないのが現状だ。今回の案件は予算を要求している自治体であった為、利用することにした。この自治体の場合、補助金は現在「医療法人・社会福祉法人等が建設する木造建築で公共性あること」が条件になる。今回の建物

用途はデイサービス、小規模多機能、サ高住の複合用途である。このうちサ高住の専有部分（賃貸する個室、廊下、浴室、事務室等）が対象外になったが

その他は補助対象部分として概ね認められた（図-3）。補助率は建設費のうち設備工事を除いた「建築費」の2分の1補助されるのでかなりの金額になる。単純に木材のみに対する補助ではなく、あくまでも展示効果やシンボル性が高い公共施設等に対する補助であり、完成後の地域住民への波及効果

も問われる。今回の場合、全体工事費の約12%が補助金予定となった。

■小規模多機能に後から補助金が付いた

その後さらに、地元行政から前述の「介護基盤緊急整備臨時特例交付金」の話が来た。当初はこの補助金は予定していなかったが、結果的に小規模多機能に約1800万円の補助金がつくことになった。しかし小規模多機能には前述の林業育成補助を予定していたので補助金がダブルことになる

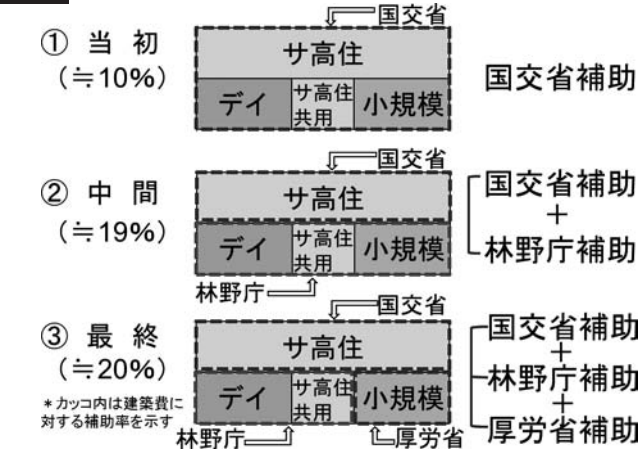
図-3

林野庁関係の補助対象部分



厚労省からの介護基盤整備補助の額の若干上回った為、筆者の判断で「林業からの、この部分の補助についての補助金」を丁重にお断りさせていただき、小規模多機能には厚労省の補助金をいただくことにした。当初は「サ高住」の補助金のみを予定していた

図-4



に陥っている。財務省は緊縮財政を組みたいわけ、いつまでもこのような補助が潤沢にあるはずはない。厚労省の第4期における「介護基盤緊急整備」等の補助は近々終焉することになるだろう。ましてや地方の郡部・中山間部においては、もはや介護施設を増やすことには

が、今回の法人は無欲で素直な法人のせいだろうか、結果的に図-4のごとく当初の補助金予定をかなり上回った結果になった。建設費に対する補助率は、当初計画10%から結果20%の補助率に増加した。

■今後の補助金

介護基盤緊急整備臨時特例交付金もそうであったように補助金には「政策誘導」の意味合いがある。しかし、連日メディアにも取り上げられているが、日本の財政はかなり危険な状態

にある市町村では今後通所介護ですら新設しないとの動きもあると聞く。地域密着事業であるところの介護保険制度とは正にそのようなことなのだ。それでも生き残りをかけて事業展開する必要がある法人、特に地域の医療法人は今回の事例のように、厚労省（介護基盤整備）以外に、国交省（サ高住）、林野庁（林業育成）等の補助金を組み合わせながら事業を有利に展開して行くことが必要になるだろう。